

令和2年5月22日

お客様各位

福泉信用組合

緊急事態宣言の解除に伴う、通常営業の実施について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を政府が解除するとともに、福井県も独自の緊急事態宣言を解除したことを踏まえ、下記のとおり通常営業を行います。

組合員の皆様には、感染拡大防止にご理解とご協力をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、引き続きご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 通常営業を開始する日

令和2年5月25日(月)

2. 通常営業になる業務

(1) 平日の営業終了時間

・本店 (変更前) 16:00 (変更後) 16:45

・県立病院出張所 (変更前) 13:00 (変更後) 16:30

(2) 窓口業務

通常通り

(3) 渉外活動

通常通り定期訪問をさせていただきます。

3. 休日・時間外融資相談窓口での対応

(1) 時間外融資相談窓口 毎週水曜日 本店にて午後7時まで開催
完全予約制

(2) 休日の融資相談窓口 毎週日曜日 県立病院出張所にて
午前10時から午後1時まで
5月中は、休止します。

(この件のお問い合わせ先)
本店
【住所】福井市大手3丁目17-1
福井県庁内2階
電話 0776-21-8412